

**公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金**  
**令和6年度助成事業募集要領**

**1 目的**

この要領は、公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金が、岩手県の漁業担い手の確保・育成を図るために実施する令和6年度事業に係る事業要望書の提出について、必要な事項を定めることを目的とします。

**2 募集対象事業**

募集する事業は次のとおりとします（業務規程に規定する事業）。

- (1) 漁業担い手確保対策事業（小中学生、水産高校、漁業志向青年体験学習等）
- (2) 漁業担い手育成対策事業（新規就業者の交流、技術研修※、OJT研修等）
- (3) 青年等漁業者組織活動支援事業（研究グループ、青年等交流、リーダー研修活動）
- (4) 地区漁業担い手対策推進協議会活動事業

※なお、(2)の事業のうち、実践研修生の漁業就業に必要な資格取得に対する助成は別途募集を行います。

**3 事業の内容、助成基準等**

事業の内容、対象経費、事業対象者及び助成額（率）は、別紙1の「令和6年度事業採択要件・助成基準」のとおりです。

**4 事業実施期間**

原則、令和6年度内に終了するものとします。ただし、特に必要と認める場合はこの限りではありません。

**6 提出書類**

- (1) 事業要望書：正副2部

事業要望書（様式1）に事業計画概要書（様式2）を添えて提出してください。

- (2) 提出先：久慈、宮古、釜石、大船渡の各地区に設置される地区漁業担い手対策推進協議会を経由し提出してください。その他の地区にあつては直接当基金（1部提出）。

- (3) 提出期限：令和5年12月20日（水）まで

**【地区推進協議会の所在地・問合せ先】**

○久慈地区漁業担い手対策推進協議会

〒028-8042 久慈市八日町1-1 県北広域振興局水産部内

TEL：0194-53-4985 fax：0194-61-1164

○宮古地区漁業担い手対策推進協議会

〒027-0072 宮古市五月町1-20

沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター内

TEL：0193-64-2216 fax：0193-71-1274

○釜石地区漁業担い手対策推進協議会

〒026-0043 釜石市新町 6-50 沿岸広域振興局水産部内

TEL : 0193-25-2706 fax : 0193-21-1149

○大船渡地区漁業担い手対策推進協議会

〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1

沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター内

TEL : 0192-27-9915 fax : 0192-21-1229

【公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金の所在地・問合せ先】

〒020-0023 盛岡市内丸 16-1 TEL&fax : 019-626-3063

## 7 審査

### (1) 審査方法及び内容

岩手県漁業担い手育成基金助成事業審査会を開催し、次の事項等について審査します。

ア 事業の目的、事業内容及び実施方法等の妥当性

イ 事業の効果・波及効果

ウ 事業実施主体の適格性

### (2) 審査結果の通知

審査の結果は、採択後に地区協議会を通じ又は直接お知らせします。

なお、審査結果により計画内容の変更をしていただく場合があります。

## 8 事業の採択

事業の採択は、令和6年2月及び3月に開催される当基金の理事会及び評議員会の審議を経て決定されます。

## 9 その他留意事項

- (1) 助成事業の実施に当たって当基金は指導、助言できるものとします。
- (2) 助成金交付申請は、事業を着手しようとする日の30日前までとします。
- (3) 助成金は前金払いで受領することができます。
- (4) 事業終了後概ね30日以内に実績報告を提出する必要があります。
- (5) 事業計画に重要な変更が生じた場合はその旨の報告をしていただきます。
- (6) 事業の変更により助成金の減額が生じた場合及び事業を中止した場合はその旨報告をしていただくとともに、既に該当する助成金が交付されていた場合は返還していただきます。